

令和6年能登半島地震により被害を受けられた富山市民へ 災害義援金（富山県及び富山市受付分）のご案内

令和6年能登半島地震により被災された方に対して、県内外の皆様から寄せられた災害義援金を、次のとおり配分いたします。

※災害義援金は、富山県、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会及び富山市に寄せられたものです。

1 対象者

令和6年能登半島地震により「人的被害（死亡・重傷）」及び「住家被害（全壊～一部損壊）」の被災者が対象となります。

2 配分額

対象者の 被害区分		配分額（円）						対象者
		第一次 配分額		第二次 配分額	第三次 配分額		合計	
人的 被害	死亡	1,000,000	300,000	－	－	－	1,300,000	災害弔慰金の 支給対象者
	重傷	500,000	150,000	－	－	－	650,000	災害見舞金の 支給対象者
住家 被害	全壊	600,000	180,000	600,000	600,000	90,000	2,070,000	災害見舞金の 支給対象者 富山市発行の 罹災証明書で 左記の住家被 害の区分と認 定された世帯
	大規模半壊	450,000	135,000	450,000	450,000	67,500	1,552,500	
	中規模半壊	300,000	90,000	300,000	300,000	45,000	1,035,000	
	半壊	150,000	45,000	150,000	150,000	22,500	517,500	
	準半壊	60,000	18,000	60,000	60,000	9,000	207,000	
	一部損壊	20,000	6,000	20,000	20,000	3,000	69,000	

※ 人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

※ すでに申請をされた方は、再度の申請は必要ありません。今回初めて申請された方は、一次～三次の合計額が配分されます（県・市の各々の配分額が通帳へ印字されますのご確認ください）。

3 申請方法

災害義援金を受け取るには、申請が必要です。

申 請 期 間	令和6年3月22日（金）～ <u>令和7年12月26日（金）</u> ※当日消印有効、 <u>期限がありますので、お早めに申請をお願いします。</u>
申請に必要なもの	① 災害義援金配分申請書 振込先口座が分かる通帳又はキャッシュカードのコピーの写し添付 <u>※罹災証明書の添付は不要です。</u>
申 請 先	【窓口及び郵送での申請先】 生活支援課 災害義援金事務室（富山市役所東館2階） ※お問い合わせ先（裏面）宛てに提出（郵送）してください。

4 配分方法

申請書を受理した後、一カ月程度を目安にご指定の口座に振込する予定としています。申請が多数重なった時は、上記の目安を超える場合がありますのでご了承ください。

※ 災害義援金は口座振込となりますので、同封の『申請書』をご記入の上、生活支援課災害義援金事務室へご提出（郵送）くださいますようお願いいたします。

5 注意事項

① 災害義援金を申請される場合には、富山市から貴方様の情報を富山県へ提供させていただきます。

富山県では、災害義援金の支給対象者を把握するため、富山市で保有している貴方様の情報（世帯主氏名、住所、連絡先、被災状況、振込口座）を必要としています。

② 申請書の記載誤り等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。この場合、振込までに時間を要する又は振込できない場合がありますので、記載漏れや誤りが無いようにご注意ください。

③ 災害義援金の配分要件の該当性（被災状況等）の確認にあたり、必要な公簿等の情報の確認を行いますのでご了承ください。

④ 災害義援金の配分にあたり、新規申請者の方については、配分額の決定通知書等の送付はいたしません。指定口座への振込をもって、決定通知に代えさせていただきます。

※ 第一次～第二次配分済の対象者には配分時期等を記入した案内文を送付いたします。

⑤ 住家被害の申請については、罹災証明書の名宛人となる世帯主が申請者となります。

同一住所に複数の世帯主がいる場合であっても、1住家につき1件の申請となります。

※ ただし、生活基盤や建物の構造等により、同一住所であっても別の住家と判断される場合に限る、世帯主ごとに申請できます。

⑥ 今後の災害義援金受入れ状況に応じ、追加配分がある場合は、今回申請された同じ口座に振込みます。（再度の申請は必要ありません。）

⑦ 追加配分額等の情報は富山市ホームページにて随時更新いたしますので、お手数ですが、随時ご確認ください。

【お問い合わせ先・郵送先】

〒930-8510 富山市新桜町7番38号
富山市福祉保健部 生活支援課 災害義援金事務室
（富山市役所東館2階、生活支援課内）
電話 076-443-2244（直通）

※お問い合わせ期間：令和6年3月22日（金）～
配分が終了する令和8年3月ごろの予定
お問い合わせ時間：平日の9:00～17:00

ホームページは
こちらからアクセス



「令和6年能登半島地震災害義援金」Q&A

Q1 今回の災害義援金について教えてください。

A1 令和6年能登半島地震の被災者を支援するため、日本赤十字社富山県支部、社会福祉法人富山県共同募金会、富山県が募集した災害義援金に加え、富山市が独自に募集した災害義援金全額を被災者の方に配分するものです。

日本赤十字社富山県支部、社会福祉法人富山県共同募金会、富山県が受け入れた災害義援金は富山県配分委員会にて、富山市が受け入れた災害義援金は富山市配分委員会にて、配分額を決定します。

Q2 対象となる「人的被害」とはどのようなことを指すのですか。

A2 「死亡」とは、令和6年能登半島地震により死亡した者（死亡したことが確実な者）であり、「災害弔慰金」の支給者となります。

「重傷」とは、令和6年能登半島地震により負傷し、医師の治療を1か月以上要する見込みのある者であり、「災害見舞金」の支給者となります。

Q3 対象となる「住家被害」とはどのようなことを指すのですか。

A3 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物（空き家は対象外）をいい、富山市発行の罹災証明書にて「全壊」～「一部損壊」の被害が認定された世帯が災害義援金の対象となります。

「住家」に被害がなく、別棟の車庫や納屋などにのみ被害があった場合は、災害義援金の対象とはなりません。

Q4 申請者は誰になりますか。

A4 人的被害については、「死亡」は遺族、「重傷」は被災者本人となります。

「住家被害」については、令和6年能登半島地震に伴う罹災証明書の交付を受けた世帯主が申請者となります。

対象と思われる方へは富山市から随時、書類を送付しますので、「住家被害」は世帯主名となっていることを確認の上、申請してください。

Q5 「住家被害」の申請者である世帯主が亡くなったが、代わりに申請できますか。

A5 罹災証明に記載されている世帯構成員であれば、罹災証明書の交付を受けた世帯主（申請者）が死亡した場合など、世帯主に代わって申請することができます。

Q6 書類が届きません。どこで入手できますか。

A6 対象と思われる方へは富山市から随時、書類を送付しますが、届かない場合はホームページからダウンロードすることができます。また、窓口（生活支援課災害義援金事務室）にもあります。

ホームページからのダウンロードや窓口まで取りに来るのが難しい場合は、郵送しますので、生活支援課災害義援金事務室（電話：443-2244）までお問い合わせください。